

戦争法制の 関連法案の概要

戦争法制の関連法案は、10法案を一括「改正」する「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の2法案として国会に提出されています。それぞれの法案の問題点をまとめてみました。

平和安全法制整備法案（10法案の一括「改正」法案）

1. 自衛隊が「武力行使」するための法案

①武力攻撃事態法（2003年制定）を武力攻撃・存立危機事態法に「改正」

日本が直接攻撃された場合に行使する個別的自衛権としての「武力攻撃事態」に、昨年7月の閣議決定で可能とした集団的自衛権行使の新3要件（存立危機事態、他に適当な手段がない、必要最小限の実力行使）で示した「存立危機事態」を加えるもの。

法案では、「存立危機事態」を「我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」として、武力行使（集団的自衛権の行使）を可能とする。

国会の事前承認を要件とするも、事後の例外もある。

※集団的自衛権（自国が直接攻撃されていなくても自らの攻撃となして実力で阻止する権利）の行使は、従前の政府見解では、「憲法第9条の下で認められる必要最小限の自衛権行使の範囲を超え行使できない」としていた。

この「改正」等に関連して以下の法案が一括法に含まれている。

- ②米軍行動関連措置法「改正」案（他国軍への役務の提供を追加）
- ③海上輸送規制法「改正」案（外国軍用品の海上輸送を規制）
- ④捕虜取り扱い法「改正」案（存立危機事態での取り扱いを追加）
- ⑤特定公共施設利用法「改正」案（武力行使事態で他国軍が港湾・飛行場の利用が可能に）が一括法案に含まれている。

2. 米軍と他国軍の戦闘支援のための法案（その1）

⑥周辺事態法（1999年制定）を重要影響事態法に「改正」

従前の周辺事態（日本周辺の有事）での米軍への後方支援に限定していたものを「重要影響事態」として地球規模での支援も可能とするもの。

法案では、「重要影響事態」を「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」とし、米軍と他国の軍隊への戦闘支援も可能とした。

支援には、弾薬や燃料の補給、武器や兵員の輸送など武力行使と不可分な活動も含まれており、相手国にとっては武力行使以外の何もでもない。

また、活動の範囲は、地理的制約はなく、「現に戦闘を行っている現場を除く」とあるが、戦闘を行っていないければすべての地域が対象となり、戦闘地域である前線での活動も可能となる。

国会の事前承認を要件とするも、事後の例外もある。

派兵の目的を「国際共同対処事態」とすれば、新法である国際平和支援法を活用して「重要影響事態」でなくとも、地球規模で戦闘支援が可能となる。

この「改正」と新法である国際平和支援法に関連して次の法案が含まれている。

⑦海上輸送規制法「改正」案（日本周辺以外の検査を可能に）。

3. 「国際連携」を名目とした自衛隊派遣拡大のための法案

⑧国連平和維持活動（PKO）協力法（1992年制定）の「改正」

国連平和維持活動のほか、国際連携平和安全活動と称して国連以外の国際機関の要請（非国連統括型）も広く対象とする。

活動内容についても、従前は施設建設や停戦監視などの比較的安全な業務に限定していたものを、保安のための巡回、検問、警護などの治安維持活動や離れた場所で武装集団に襲われた他国軍などを救援する「駆けつけ警護」を可能とするなど、より危険性の高い活動を追加した。

また、身を守る目的以外の武器使用を解禁した。

治安維持活動は、国会の事前承認を要件とするも、事後の例外もある。

4. 自衛隊派遣要件と活動範囲の拡大のための法案

⑨自衛隊法の「改正」

出動要件に存立危機事態等を追加。また、従前の自衛隊の艦船などの保護のための武器使用を米軍等への拡大、平時での米軍への物品や役務の提供、グレーゾーン事態（直接武力行使は受けていないが、国の主権が脅かされかねないと判断される事態。領海侵入など）で、自衛隊が海上警備や治安など本来、警察や海上保安庁などが対応すべき課題に警察権による出動を命じることを可能とする。

5. 戦争司令塔の機能と権限の強化のための法案

⑩国家安全保障会議（日本版 NSC）設置法の「改正」

戦争司令塔として、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態への対応を審議事項に追加するもの。



新法案 1. 米軍と他国軍の戦闘支援のための法案（その2）

⑪国際平和支援法（新法）

従来の「非戦闘地域」に限定した特措法ではなく、恒久新法として「国際平和共同対処事態」を目的とする。

法案は、「国際平和共同対処事態」を「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」とし、米軍や他国の軍隊への戦闘支援を可能とするものである。

存立危機事態と同様に、地理的制約はなく、「現に戦闘を行っている現場を除く」とあるが、戦闘地域も対象となり、武器の輸送や弾薬の提供といった武力行使と不可分の活動も可能とした。

国連の決議を要件としているが、派遣容認以外の関連する決議でも可能としており、この間の米軍主導のアフガニスタンやイラクへの軍事介入への派遣が可能となる。

国会の承認は「例外なく必要」とするも、衆参それぞれ7日以内に議決するとし、承認についても実施計画は対象外とされる。